

禁煙治療を行っています

禁煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な援助と治療を行います。治療は一定の条件を満たした喫煙者なら、どなたでも受ける事ができます。料金等詳細は受付でお尋ねください。

診療日： 金曜日（午後） 担当医： 末友 仁

1. 治療前の問診（禁煙治療のための条件確認）

- ① 直ちに禁煙をしようとかんがえていること
- ② ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上であること（問診票あり）
- ③ 35歳以上の方は1日喫煙本数×禁煙年数が200以上であること
- ④ 禁煙治療を受ける事を文書により同意していること

2. どんな治療をするの？

5回程度(2週間間隔)の診察を行います。その中には、呼気一酸化酸素濃度の測定、禁煙実行・継続に向けてのアドバイス、ニコチン製剤の処方等が含まれます。

3. 禁煙の薬ってどんな薬？

自発的に禁煙が出来ない場合、禁煙のための補助薬である【ニコチンパッチ】を使います。

この薬は禁煙後の離脱症状をおさえ、禁煙を助けてくれます。

なお、当院は内服薬（チャンピックス）による治療はおこなっていません。

2024年6月1日